

作成年月日	令和3年5月24日
作成部局 課室名	健康福祉部健康局 生活衛生課 健康増進課

(食の安全安心と食育推進本部会議)

「食の安全安心推進計画」及び「食育推進計画」を踏まえた取組状況

「食の安全安心と食育に関する条例」第6条に基づき、食の安全安心及び食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成29年3月に策定した「食の安全安心推進計画（第3次）」及び「食育推進計画（第3次）」を踏まえた令和2年度実績及び令和3年度の取組について報告する。

I 「食の安全安心推進計画（第3次）」

取組の柱

- 1 食品の安全性の確保
- 2 食品を介した健康被害の拡大防止
- 3 食への信頼確保

II 「食育推進計画（第3次）」

取組の柱

- 1 若い世代を中心とした健全な食生活の実践
- 2 健やかな暮らしを支える食育活動の推進
- 3 食や「農」に積極的に関わる活動の推進
- 4 食育推進のための体制整備

<問合せ先>

健康福祉部健康局生活衛生課 食の安全安心推進班 TEL：078-362-3258

健康増進課 保健・栄養指導班 TEL：078-362-3249

「食の安全安心推進計画（第3次）平成29年度～令和3年度」を踏まえた令和3年度の取組

基本理念と基本方針

- 【基本理念】食品の安全性と食品に対する信頼性確保、県民誰もが安心できる食生活の実現
 【基本方針】 1 生産から販売に至る各段階における食品の安全性の確保
 2 食品を介した県民への健康被害の拡大防止 3 食品に対する県民の信頼確保

現状

- 1 食の安全安心を揺るがす事件・事故の発生
 - ・ノロウイルスや腸管出血性大腸菌(O157)等による大規模食中毒の発生
 - ・複数自治体を含む広域的な食中毒の発生
 - ・高病原性鳥インフルエンザ、豚熱等の家畜伝染病の発生
- 2 食品衛生法の一部改正(R3.6.1施行)
 - ・HACCPに沿った衛生管理の制度化
 - ・新たな営業許可制度及び営業届出制度
 - ・食品リコール情報の報告制度
- 3 食の安全安心に関する県民意識の高まり
 - ・「食品の安全性で不安に感じることは」「特になし」：7.3%

重点課題

- 1 危機管理事案発生防止と発生時の適切な対応
 - ・大量調理施設等への重点的な食中毒防止対策の指導
 - ・生産段階の衛生管理向上や監視体制の整備
- 2 食品関係事業者によるコンプライアンスの徹底
 - ・食品表示等監視指導の徹底
- 3 食品関係事業者のHACCPによる自主衛生管理の推進
 - ・行政・団体・事業者が協働した取組の推進
 - ・学校給食における厳格な衛生管理の推進
- 4 県民、事業者、行政のリスクコミュニケーションの推進
 - ・不安を解消するため相談窓口体制の維持
 - ・食品に関する魅力ある事業の実施
 - ・食の安全に関する正しい知識と実践

令和2年度末時点の取組

- 1 全体の評価・検証

推進計画期間の4年を経過し、全体として概ね目標値の達成に向けて順調に取組中
- 2 令和2年度の状況
 - ・「学校給食」「大量調理施設」「家庭における自然毒」の食中毒事件の発生なし(⑩⑪⑫)
 - ・県版HACCP認定及び国HACCP承認件数は59件(⑧)
 (県は4件新規認定したが、民間認証(ISO等)への移行及び国の制度廃止に伴い減少)
 - ・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小・中止(⑦⑨)

網掛けは目標値達成

指標	R2末目標値	R2末実績	R3目標値
①生産段階における残留農薬検査の年間違反件数	0件	0件	0件
②環境創造型農業の生産面積	20,900ha	20,122ha★	21,200ha
③飼料中の残留抗菌性物質検査の年間違反件数	0件	0件	0件
④養殖業者への水産用医薬品の適正使用に関する指導率(年間)	100%	100%	100%
⑤食肉センター及び大規模食鳥処置場におけるHACCP導入率	100%(11件)	82%(9件)	100%(11件)
⑥食品衛生監視指導計画に基づく年間目標監視回数の達成率	100%	112%	100%
⑦年間目標食品検査実施検体数の達成率	100%	88%	100%
⑧県版HACCP認定及び国HACCP承認件数(※累計)	85件	59(※123)件	110件
⑨食品衛生責任者養成講習会の受講者数(平成9年度からの累計)	54,187名	54,124名	56,000名
⑩学校給食を原因とする食中毒の年間事件数	0件	0件	0件
⑪大量調理施設を原因とする食中毒の年間事件数(学校給食を除く)	0件	0件	0件
⑫家庭における自然毒による食中毒の年間事件数	0件	0件	0件
⑬農林水産物の安全性確保に資する開発技術数(平成27年度以降の累計)	34件	30件	38件
⑭食品中の農薬等の一斉分析可能成分数	720成分	720成分	730成分
⑮兵庫県認証食品の県内流通割合(生鮮)	40%	40%	41%
⑯食品表示法に違反した事業者への指示又は命令の年間件数	0件	0件	0件

★速報値 ※累計：認定・承認後の廃業施設等の件数を含む

令和3年度の主な取組

食の安全安心推進計画（第4次）の策定

柱1：食品の安全性の確保

- 1 拡 食品衛生法改正内容の周知とHACCPに沿った衛生管理の導入支援【生活衛生課】
 - ・新 HACCP導入講習(小規模事業者向け) (R3計画 12健康福祉事務所×12回=144回)
 - ・新 動画配信を活用した法改正の周知啓発
 - ・HACCPリーダー養成セミナー (R3計画 1回35名)
- 2 拡 安全安心な畜産物の生産推進及び流通確保【生活衛生課、畜産課】
 - ・新 HACCPに基づく衛生管理の効果を評価するため、と畜検査員及び食鳥検査員による外部検証(衛生管理記録等の確認、細菌検査等)を実施 (R3計画 11施設×12回=132回)
 - ・農場への衛生管理指導、家畜伝染病(高病原性鳥インフルエンザ、豚熱等)の発生予防及び蔓延防止
- 3 安全安心な農産物の生産推進【農業改良課、農産園芸課】
 - ・「ひょうごの農産物検査システム」により、農産物生産工程のチェック及び残留農薬検査を実施
 - ・生野菜による食中毒などの防止のため、「栽培から出荷までの野菜の衛生管理指針」を普及
 - ・環境創造型農業推進計画(第2期)に基づく栽培技術(土づくり、化学肥料・農薬の低減)の導入促進及び研修会等の開催による普及啓発



柱2：食品を介した健康被害の拡大防止

- 1 食品営業施設への監視・指導の徹底【生活衛生課】
 - ・「兵庫県食品衛生監視指導計画」に基づいた効率的・効果的な監視指導の実施
- 2 食の安全安心に関する情報発信の充実・強化【生活衛生課】
 - ・危機管理事案発生(探知)時の緊急立入等迅速な対応
 - ・食の安全安心情報モニター制度を活用した食の安全安心に係る県民意識の把握とホームページ等を通じた効果的な情報の発信
- 3 農畜水産物の生産及び卸売段階へトレーサビリティの導入促進【農産園芸課、畜産課、水産課、消費流通課】
 - ・農業、畜産業、漁業など業種別の「食品トレーサビリティ実践マニュアル」を活用した研修会の開催

柱3：食への信頼確保

- 1 リスクコミュニケーションの推進【生活衛生課】
 - ・食の安全安心フェア：フォーラム、パネル展示等を活用し、県民・事業者・行政相互の情報および意見交換
 - ・食の安全安心出前講座：食中毒、添加物、放射性物質等をテーマとした講習会や意見交換
 - 2 子ども向け食の安全安心実践教室((一社)兵庫県食品衛生協会に委託)【生活衛生課】
 - ・次代を担う子どもに対し、将来にわたり衛生習慣を定着させるため手洗い教室等の実践教室を実施
 - ・子どもに対する食の安全安心普及啓発：食中毒が重症化しやすい子どもに対する普及啓発
- 幼児期～小学校低学年
・手洗いの大切さ

小学校中～高学年
・お肉が食卓に届くまで
・安全にお肉を食べる

中学生～高校生
・食中毒予防への理解を深める
(生食リスク等)
- 3 食品の適正表示に関する監視・指導の徹底【消費流通課、消費生活課、健康増進課、生活衛生課】
 - ・食品関連事業者への食品表示法に基づく指導強化
 - ・景品表示法に基づく監視・調査・指導体制の強化
 - 4 拡 ひょうご食品認証制度の推進【消費流通課】
 - ・認証食品のコーナーを販売店に設置する等流通拡大対策を推進し、認証食品の県内流通割合(生鮮)を増加
 - ・まとめサイト「御食国ひょうご」による販路開拓、新ロゴマークを活かしたPR



「食育推進計画（第3次）平成29年度～令和3年度」を踏まえた令和3年度の取組



食で育む 元気なひょうご
“プラス1の食育実践”

基本理念と基本方針

【基本理念】心身の健康の増進と豊かな人間形成、明るい家庭と元気な地域づくりの実現
 【基本方針】①全ての県民がさらに食育活動を進める ②全ての関係者で食に関する環境の整備を図る
 ③ひょうごらしさを活かした食育をすすめる（ひょうご五つの国の特徴、震災の経験と教訓）

現状

- 家族形態の多様化と食生活の変化
 【世帯数（千世帯）】総数：⑦1,868→⑦2,312
 単独：⑦418→⑦756、夫婦と子ども：⑦705→⑦668
 朝食喫食者：②20～30歳代61.7%（他世代87.4%）
- 高齢者の5人に1人は低栄養傾向（BMI≤20kg/m²）
- 地産地消の進展、食と「農」に親しむ機会の増加
- 全国的にも生産量上位で高評価の農林水産物あり

重点課題

- 若い世代の食育力の強化
 - 食に関する知識と実践力の向上（毎日朝食を食べる等）
 - 次世代（親から子）へ伝え繋げる食育
- 健やかな暮らし方を支援するための食育推進
 - 健康寿命の延伸につながる減塩等の推進
 - 肥満や生活習慣病、フレイルの予防・改善
- 食や「農」への理解を促進するための食育推進
 - 地産地消の意識の浸透
- 食育活動の充実に向けた連携推進体制の充実

令和2年度末時点の取組

- 全体の評価・検証
 推進計画期間の4年を経過し、全体として概ね目標値の達成に向けて順調に取組中
- 新たに目標値を達成した指標
 - 朝食を食べる人（20・30歳代男性）の増加（20歳男性：①45.6%→②57.1%、30歳代男性：①53.6%→②85.7%）
 - 朝食に副菜を食べている子どもの増加（①30.0%→②39.8%）
 - 食事づくり（買物・調理・後片付け）に参加する男性の増加（①68.3%→②79.6%）
 - 災害に備え、非常用食料などを備蓄している世帯の割合の増加（①70.0%→②89.2%）
 - 食育に関心のある人の割合の増加（①82.7%→②98.3%）
 - 地域と連携した食育活動に取り組む組織・団体の増加（①551団体→②675団体）

取組の柱	指 標	計画策定時の実績	R2実績	R3目標値	評価	
若い世代を食生活の中心とした実践	朝食を食べる人の割合の増加	(児童・生徒6～14歳)	93.4%	86.8%	100%	▲
		(15～19歳)	85.6%	82.1%	95%以上	○
		(20歳代男性)	51.4%	57.1%	57%以上	◎
		(20歳代女性)	69.2%	75.8%	76%以上	○
		(30歳代男性)	66.8%	85.7%	73%以上	◎
	(30歳代女性)	82.0%	78.5%	90%以上	▲	
	朝食に副菜(野菜、芋料理、野菜たっぷり汁物)を食べている子どもの割合の増加(1～14歳)	29.3%	39.8%	35%以上	◎	
推進し、健やかな暮らしを	公立小中特別支援学校教職員の食に関する研修の受講率の増加	26.5%	83.6%	50%以上	◎	
	食育を7教科の中で実施した中学校の割合の増加（技術家庭科、保健体育を除く）	-	75.5%	100%	-	
	主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上、ほぼ毎日食べている人の割合の増加（20歳以上）	-	67.0%	70%以上	-	
	食事づくり(買物・調理・後片付け)に参加する人の割合の増加（男性）（20歳以上）	70.6%	79.6%	75%以上	◎	
	毎日、家族や友人と楽しく食事をする人の割合の増加（20歳以上）	57.3%	70.4%	68%以上	◎	
活食や農産物の推進に関わる	食の健康協力店の店舗数の増加（登録店舗数）	7,947店	8,524店	9,000店	○	
	災害に備え、非常用食料などを備蓄している世帯の割合の増加（世帯）	61.7%	89.2%	75%以上	◎	
	地元や県内でとれた農林水産物を買っている人の割合の増加	71.7%	70.7%	81.0%	▲	
	直売所等利用者数の増加	2,384万人	2,820万人	2,830万人	○	
	兵庫県認証食品流通割合(生鮮)の増加	27.7%	40.0%	41.0%	○	
体制の整備	地域の行事食、郷土料理を知っている人、作ることができる人の割合の増加(20歳以上)	41.4%	49.3%	50%以上	○	
	(知っている人) (作ることができる人)	18.4%	24.1%	25%以上	○	
体制の整備	食育に関心のある人の割合の増加（20歳以上）	86.8%	98.3%	90%以上	◎	
	食育の意義を理解し、食育活動を実践している人の割合の増加（20歳以上）	47.4%	66.3%	60%以上	◎	
	地域と連携した食育活動に取り組む組織・団体の増加	360団体	675団体	610団体	◎	

令和3年度の主な取組

柱1：若い世代を中心とした健全な食生活の実践

- おやこ de クッキングの開催【県いずみ会・男女家庭課】
親子を対象に、食の大切さへの理解を深める料理教室を開催
- 学校教育活動全体での食育を実践【体育保健課】
「学校における食育実践プログラム（改訂版）」「教職員用食育ハンドブック（小・中学校版）」等の活用促進と新たに高等学校での食育導入に向け、事例研究等を行う食育推進委員会を設置
- 「お米 de 部活応援！事業」の実施【楽農生活室】
高校生を対象に、お米を食べることの大切さへの理解を深める検証事業を実施
- 大学生向け朝食摂取率向上プロジェクトの開催【県栄養士会・健康増進課】
SNSの活用も含め、様々な機会を捉えて朝食摂取に向けた普及啓発
- 子ども食堂」応援プロジェクトの実施【地域福祉課】（R3年計画：15団体補助）
子ども食堂の開設に必要な補助上限額の増額（感染症対策含む/月2回以上：②200千円→③230千円、月1回：②100千円→③130千円）



R2末実績	R3計画
27会場642名	38会場

R2末実績	R3計画
5会場229名	5会場

柱2：健やかな暮らしを支える食育活動の推進

- 美味しく、ヘルシー社食ごはん改革の実施【健康増進課】
健康づくりチャレンジ企業等と連携し、社員食堂の食生活改善や健康・栄養情報の発信
- フレイルハイリスク者へのアプローチ強化【県立福祉のまちづくり研究所・県歯科医師会・県栄養士会・健康増進課】
高齢者を対象に、フレイル予防プログラムの実践・フレイルチェックアプリの普及など
全県的なフレイル対策を展開するとともに、フレイルハイリスク者に対する歯科医師、管理栄養士等によるアプローチ強化、筋力維持向上プログラムをモデル実施
- 健やか食育プロジェクト事業の実施【健康増進課】
各健康福祉事務所において、重点テーマを定め、保健・農林・教育・商工等、地域の食育関係者と幅広く連携し、食育実践活動を展開（減塩の普及啓発、壮年期のメタボ予防、高齢期の低栄養予防等）
- 「食の健康協力店」の登録と普及啓発【健康増進課】（R3年計画：9,000店）



(フレイル予防かるた)



柱3：食や「農」に積極的に関わる活動の推進

- 学校給食における食育推進と県産農林水産物の利用向上の促進【楽農生活室】
- 農業体験による楽農生活の推進【(公社)ひょうご農林機構】
親子を対象に、お米や黒大豆づくりの体験教室を開催
- 魚食普及の推進【県漁連・県漁協女性部連合会等】
魚を自分で調理できる食材として親しめるよう、料理講習会の開催や大規模小売店での対面販売促進等の活動を展開
- ふるさと料理講習会の開催【県いずみ会・健康増進課】
子育て世代を対象に、主食・主菜・副菜の揃った日本型食生活や郷土料理を伝える料理教室を開催



(親子農業体験)

R2末実績	R3計画
米54家族 黒豆18家族	米50家族 黒豆25家族
魚食245回 5,643人	魚食250回

R2末実績	R3計画
9会場357名	20会場

柱4：食育推進のための体制整備

- 「ごはん」「大豆」「減塩」を柱とした「ひょうご“食の健康”運動」の展開【健康増進課】
食の健康運動リーダー900人が1,500回の調理実習を開催
- ひょうご「食育月間（10月）」の普及啓発【健康増進課】
食育絵手紙コンクールでは、コトバの中、在宅時間を活用した食育を進めるため、「主食・主菜・副菜の揃った“おうちごはん”の大切さを伝えるメッセージ」を募集
- 新食育推進計画（第4次）の策定と「ひょうご栄養・食生活実態調査」の実施



(R2：食育絵手紙コンクール「朝ごはん」)

評価	◎：目標値を達成
○	直近値が計画策定時の現状値と比較して向上
▲	直近値が計画策定時の現状値と比較して進捗がみられない